

岩手県達増拓也知事へ宮城県の放射能汚染廃棄物を本県で焼却処理・処分をしていないかどうか
県内市民三団体から質問・要望書を提出し県環境生活部長から回答を得ました (Q&A&Cをまとめました)

質問・要望書 2024年5月23日提出
<http://sanriku.my.coocan.jp/240523miyagi.pdf>

回答 2024年7月8日
<http://sanriku.my.coocan.jp/240708iwateAns.pdf>

1 質問・要望書

岩手県知事 達増拓也 様 2024年5月23日
本県のごみ広域処理施設等において宮城県の放射能汚染廃棄物を
処理処分実施の疑念に係る質問・要望書
【申し入れ団体】 三陸の海を放射能から守る岩手の会（盛岡市）世話人永田文夫
岩手有機農業研究会（花巻市）代表幹事入江敦
放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（一関市）代表者菅原佐喜雄

岩手県民の生命財産と健康で文化的な生活のため日頃ご尽力頂き敬意を表します。
福島第一原発事故から13年の歳月が経過しました。原発事故で放出された放射性物質により残念ながら本県においても汚染があり、未だに汚染被害の賠償を東京電力に求めている状況にあります。私たちの生命・生活の場がもうこれ以上放射性物質で汚染されないよう最大限のご尽力を賜りたく、標記の件について以下質問と要望をいたします。
なお、質問要望事項につきましては6月24日までにご回答をお願いいたします。

質問1 宮城県で発生した放射性汚染廃棄物の処理・処分の本県での実施もしくは計画の有無について「放射能汚染廃棄物の焼却処分に反対する石巻地域の会（宮城県）」の通信によると、宮城県の汚染廃棄物（放射性セシウム8000Bq/kg以下）の県外焼却実施について、大崎市では実施され、美里町、涌谷町、加美町の廃棄物が宮城県外で焼却処理されるとのことです。

本岩手県において宮城県の放射性汚染廃棄物の焼却処理処分が実施（実施中）されたことはありますか。また今後実施される計画はありますか。

質問2 実施された場合（実施中を含む）その施設名、所在地、実施主体、汚染物の内容（品名、放射能濃度と量）、処理された期間の月日、処理と処分の方式その他、発生元の上記同様詳細そして実施の判断の経過（地元行政や市民の同意）等詳細をお知らせください。

質問3 実施計画がある場合についても上記質問2に準じて内訳や経過等の詳細をお知らせください。

要望1 もし本県で宮城県発生した放射性汚染物の焼却処理処分の実施もしくは計画がある場合、即時停止させてください。そして地元民や県民に詳細をお知らせし、その判断を尊重することを第一に、再検討をし判断をお願いします。

要望2 もし本県で宮城県発生した放射性汚染物の処理処分が実施、もしくは計画がある場合には、ご回答に合わせ直接詳細をお聞きしたく、回答場所と時間の設定をお願いします。

問合せ先 三陸の海を放射能から守る岩手の会
盛岡市山岸 永田文夫

2 回答

資循第232号 令和6年7月8日 岩手県環境生活部長 公印押印

「本県のごみ広域処理施設等において宮城県の放射能汚染廃棄物を処理処分実施の疑念に係る質問・要望書」への回答について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。本県の環境行政の推進に当たりましては、ご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、令和6年5月23日に質問及び要望のありました事項に関し、下記のとおり回答します。

1 質問1から3及び要望1から2について

市町村が保管する放射性物質汚染廃棄物は一般廃棄物であり、市町村の責任のもと適切に処理が行われているところです。

宮城県において発生した放射性物質汚染廃棄物の宮城県外での処理については、風評被害等の懸念から、自治体及び事業者の特定につながる情報は非公開という条件で行われていると聞いています。

【担当】 環境生活部資源循環推進課 廃棄物担当

電話 019-629-5366 FAX019-629-5369

3 回答のコメント

1 質問・要望書提出の経過

・5月23日岩手県議会K議員（希望いわて）を通して提出した文書では1ヶ月後6月24日（月）までに回答をお願いしていました。期限の1週間前17日13時に知事秘書室に回答日について電話したところ、19時過ぎに環境生活部環境企画室のY氏から「庁内調整と豚熱対応で回答は7月12日まで待ってほしい、回答は資源循環課からある」との返事があり了解しました。7月10日郵送で回答が送られてきました。

・質問1～3、要望1～2について一括した回答があり、岩手県内で宮城県の放射性物質汚染廃棄物が処理処分されたのかどうかに答えず「汚染廃棄物は一般廃棄物であり、市町村の責任のもと適切に処理が行われている。」との答えでした。「宮城県において発生した汚染廃棄物の宮城県外での処理については、風評被害等の懸念から、自治体及び事業者の特定につながる情報は非公開という条件で行われていると聞いています。」との回答でした。

2 電話での確認

回答について私達の質問・要望に答えていませんので7月12日電話し資源循環課廃棄物担当佐々木氏からの口頭回答を得ました。

質問1：県として各自治体に問い合わせたのか 答：していない

質問2：焼却処理などしている場合即時停止を求めることについて 答：行っていない

質問3：市町村が責任を持つとしているが、県全体に係る問題であり県がリーダーシップをとり働きかけるべきではないか 答：その立場にない

質問4：宮城県は県外処理について非公開と聞いているとのことだが、岩手県として他県がいやがっている放射能汚染物の処理することについて宮城県と協議する必要があるのではないのか。
答：各自治体の責任で行われている。

意見：放射性物質で汚染された廃棄物（稲わらや牧草が主のようだ）を焼却処理して、放射性セシウムは除去できるのか。完全に除去できない（30%ほど排気筒から出ている*1）はず、焼却灰からも雨水でセシウムが溶出する可能性がある。これ以上県土を汚染させてはいけない。

意見：汚染廃棄物の濃度は13年経過しようやく8000Bq/kgまで低下したものであり、原発事故前の放射性物質の基準：放射性セシウム100Bq/kgの80倍であり、13年前には明らかに放射性物質である。このような明らかな放射性物質をそのまま受け入れて焼却してよいのか。

意見：県として「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」が作成されている、ここで他県発生の汚染廃棄物の規定はないようだ。しかし女川原発が稼働しようとしている。もしまた重大事故があれば、汚染物が岩手県で処理処分されることを容認するのか。ガイドラインで明確に規定するべきではないのか。

放射性物質は微量でも危険であることがわかっている。県としての責任を自覚して、リーダーシップをとり配慮してほしい。

.....

3 他参考（電話では話さなかったこと）

- ・8000Bq/kg以下なら一般ごみとして焼却してもよいとしているが、これは原発事故の非常事態であり暫定的な基準ではないのか。このような濃度の放射性廃棄物を“一般廃棄物”とみなしてよいのか。
- ・今回の県の回答は環境省通知「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」

(平成 25 年 7 月) *²によるものと思われるが、他県の住民により反対された汚染物を本県が受け入れる根拠にならない。

・宮城県が情報非公開としていることは本県にとって、全く配慮するに当たらないことではないか。

本県では本県の独自性により環境を守っていく姿勢が求められる。

・原発事故後、環境基本法が一切無視されてきている。原発事故後法改正があり放射性物質による汚染も環境基本法で規制されることになっている。原子力施設に係る不祥事により我が国の陸海で汚染が広がっている。

・本年元旦に起きた「令和 6 年能登半島地震」では、震源地の直上に珠洲原発が計画（完成 1000 万 kW）があったが、珠洲市民の反対により凍結されていた。もし建設稼働されていたならば、国の存在に係る重大事故になっていた可能性が高い。市民、住民の声に耳を傾け尊重すべきではないか。計画していた電力三社（北陸、中部、関西）は胸を撫で下ろしていたはずだ。

4 今後の対応

県内各焼却施設について、宮城県発生の放射能汚染廃棄物の焼却の有無を確認する。

県内焼却施設については末尾頁をご覧ください。実態を把握後、各地の議会等で確認をしていただくようにしてはどうか。

現在 岩手中部（花巻市、北上市、遠野市）広域行政組合 岩手中部クリーンセンターでは宮城県発生の放射能汚染廃棄物の焼却はしていないとの確認がなされています。（花巻市議による確認）他の施設について、みなさんからの情報をお願いします。

(2024.7 三陸の海を放射能から守る岩手の会
メール永田：hgf01360@nifty.com)

.....

* 1 宮城県議会：環境生活農林水産委員会：参考人意見聴取原稿 平成 29 年 2 月 5 日
岩見億丈医学博士（岩見神経内科医院）

<http://sanriku.my.coocan.jp/170205miyagigiken.pdf>

* 2 環境省通知「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」
(平成 25 年 7 月)

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/conference/pdf/conference_09_04.pdf

* 次頁に岩手県内のごみ焼却施設一覧を掲載しました。

岩手県内 ごみ処理施設の状況 (第三次岩手県循環型社会形成推進計画「資料編」p17)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006105.html> (HP)

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/105/shiryouhen.pdf (資料編)

エ ごみ処理施設の状況

① 焼却(熔融)施設(平成30年度末現在)

ブロック	設置者	施設名	施設の種類の 処理方式 炉形式	処理 能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	余熱利用の状況	発電能力 (kW)	使用 開始 年度	備考
黒北	久慈広域連合	久慈地区ごみ焼却場	焼却 ストーカ式 全連続	120	17,106	場内温水		1986	
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	焼却 流動床式 全連続	90	14,790	場内温水		1995	
		軽米地区クリーンセンター	焼却 固定床式 バッチ運転	15	0	無し		1983	休止
黒央	盛岡市	盛岡市クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続	405	70,788	場内温水、場内蒸気、 場外温水、発電	1,570	1998	
	八幡平市	八幡平市清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	50	8,585	場内温水		1998	
	葛巻町	葛巻町清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	10	1,113	無し		1993	
	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 バッチ運転	28	6,015	場内温水		1997	
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	熔融 シャフト式 全連続	160	32,846	場内温水、発電	2,080	2003	
	滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	熔融 シャフト式 全連続	100	23,701	発電	1,200	2002	
雫石清掃センター		焼却 ストーカ式 バッチ運転	25	0	場内温水		1995	休止	
中部	岩手中部広域行政組合	岩手中部クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続	182	55,960	発電	4,100	2015	
	花巻市	花巻市清掃センター焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続	171	0	無し		1988	休止
	北上市	北上市清掃事業所1号棟	焼却 ストーカ式 全連続	105	0	無し		1987	休止
	遠野市	遠野市清美園クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却 流動床式 全連続	40	0	無し		1988	休止
黒南	奥州金ヶ崎行政事務組合	田江地区衛生センター	焼却 ストーカ式 全連続	240	34,830	場内温水、場外温水		1994	
	一関地区広域行政組合	一関清掃センター ごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続	150	23,115	場内温水		1981	
		大東清掃センター ごみ焼却施設	焼却 流動床式 全連続	80	11,375	場内温水		1999	
沿岸 中部	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	焼却 流動床式 全連続	186	31,378	場内温水		1994	
沿岸 南部	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	熔融 シャフト式 全連続	147	30,661	場内温水、発電	2,450	2011	